

令和元年6月24日（月）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会

第12回知的財産分科会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 知財システムのパラダイムシフトに向けて	5
3. 自由討議	13
4. 閉 会	40

開 会

○今村企画調査課長 それでは、定刻より若干早いですけれども、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会第12回知的財産分科会を開会いたします。

本日は御多忙の中、またお足元の悪い中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。本日、事務局を担当します特許庁企画調査課の今村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行につきましては五神分科会長にお願いしたいと思います。

五神分科会長、よろしくお願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。東京大学の五神です。よろしくお願いいたします。

お手元の議事次第にありますとおり、本日は「知財システムのパラダイムシフトに向けて」という議題について事務局より御説明をいただき、その後に委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

それでは、議題に移る前に新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

まず初めに、前回の分科会以降、新たに本分科会の委員に着任された方につきまして、簡単に御紹介をさせていただきます。

御紹介された皆様、一言御挨拶をお願いできればと思います。

それから、このマイクは声に反応して作動するようになっておりますので、なるべくマイクの近くで御発言をいただければと思います。

まず最初にお一人目でございますが、ジーベック国際特許事務所所長・弁理士、清水善廣委員。

清水様、お願いします。

○清水委員 初めまして、ジーベック国際特許事務所所長の清水善廣と申します。弁理士をしております。4月から日本弁理士会会長を務めていますが、この委員会はあくまでも

一弁理士として出席いたします。しっかり勉強して委員としての役割を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞ御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

続きまして、東京工業大学学長、益一哉委員。

○益委員 益でございます。よろしくお願いいたします。もともとの私の専門分野は、最近では日本での調子がよくない半導体とか集積回路でございます。よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

続きまして、TMI 総合法律事務所弁護士、松山智恵委員。

○松山委員 弁護士の松山と申します。普段は特許権侵害訴訟など知財にまつわる案件を担当しております。こういった場で、日本における知財のあり方というような議論をするには甚だ勉強不足ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○今村企画調査課長 よろしくお願いします。

続きまして、最高裁判所事務総局行政局長、門田友昌委員。

○門田委員 門田でございます。最高裁行政局は知的財産権訴訟を所管しております。よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 お願いします。

続きまして、東北電子産業株式会社代表取締役社長、山田理恵委員。

○山田委員 東北電子産業の山田でございます。仙台を本社としてものづくりの企業を経営しております。よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 よろしくお願いします。

なお、本日、国立研究開発法人理化学研究所多細胞システム形成研究センタープロジェクトリーダー、高橋政代委員、それからトヨタ自動車株式会社取締役・副社長、寺師茂樹委員につきましては、御都合により御欠席という御連絡をちょうだいしております。

以上の7名の方に新たに分科会の委員に御就任いただきました。よろしくお願いいたします。

それから、本日、竹中委員、富山委員、御供委員は、御欠席との御連絡をいただいております。

寺師委員の代理としまして、トヨタ自動車株式会社、飯田陽介知的財産部長、御供委員の代理としまして、ソニー株式会社知的財産センター業務部、伊藤透統括部長に御出席い

ただいております。

よろしくお願いいたします。

この結果、議決権を有します17名の委員のうち、過半数を超える12名の委員に御出席をいただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づきまして、本日の分科会は成立となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としまして、ペーパーレス化を推進しております。「座席表」、「議事次第」、「タブレットの使い方」、それから「特許法等の改正の概要」につきましてはお手元に紙で配付させていただいておりますが、その他の資料、「委員名簿」、資料1「知財システムのパラダイムシフトに向けて」、それから参考資料1「小委員会等の活動報告」につきましては、お手元のタブレットでご覧いただければと存じます。

タブレットの使い方につきましてはお手元に紙で配付させていただいておりますと共に、何か問題がございましたらお手を挙げていただければ、担当の者が対応いたします。

そのほかに、委員の皆様のお手元には本日公表いたしました「経営における知的財産戦略事例集」を配付させていただいております。

委員として御参加いただいておりますトヨタ自動車様、それからソニーの御供様にも御協力をいただきました。お忙しい経営者の皆様にお手に取っていただけるよう、見開きで1つの事例、企業の戦略をまとめております。追加分が必要な場合にはまたお渡しすることができますので、特許庁まで御連絡をいただければと思います。

それから、本分科会の公開につきましては一般の方々の傍聴を認めることといたしまして、特段の事情がある場合を除き、会議後に議事録を特許庁のホームページにて公開させていただきます。

議事録につきましては公開の前に委員の皆様にご確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、宗像特許庁長官から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宗像特許庁長官 本日はお忙しいところを皆様、どうもありがとうございます。今回、新しく委員をお引き受けくださいました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

先々週、日米欧中韓、五庁の長官会合というのがありまして、各国の取組みを直接聞く

機会がありました。アメリカでは、近年アンチパテントに振れすぎたかなという認識を背景にしまして、特許適格性の条文を明確化しようと共和党、民主党の超党派で取組んでいます。中国では、習近平国家主席が掲げた知財強国の目標に向けて、実損の5倍までの懲罰賠償を含む法改正が審議中であります。韓国では、3倍賠償や立証責任転換に関する法改正が昨年末に成立をしまして来月施行されることになったばかりですけれども、また新しい改正を検討中だそうで、次は侵害者利益の全額を権利者が請求できるようにしたいということでございました。ひところは自国の産業を先進国にキャッチアップさせるために権利保護の、言ってしまうえば形を整えればいかなという発想が垣間見られた国々も、今やすっかり様変わりしています。権利保護の実効性を高めることがイノベーションを促進するというこの強い信念を持っているということが伝わってまいりました。その背景として、デジタル技術の進展によって今までにない新しいサービスが登場していることとか、医薬とか材料の開発も大きく変わっていることが挙げられます。お手元に先ほど企画調査課長から御紹介申し上げた知財戦略事例集をお配りしておりますけれども、顧客が価値を感じるポイントが技術から体験価値に広がっている中で、例えば営業の人が得たお客さんの課題を解決するアイデアをすぐに出願する、それから新規事業開発の最初から知財担当とデザイナーを組み込むとか、知財ポートフォリオを強化しつつ、オープンイノベーションのパートナーがイノベティブなことに専念できるように一緒に守るとか、お客さんに提供する価値を他社と差別化するツールとして各社が工夫して知財を活用している状況がいろいろわかるものになっております。各国ともこういうユーザーニーズにこたえるためにプロパテント、プロイノベーションに向かっているようでありまして、日本も立ち止まっているわけにはいかなないと改めて思いました。

先月には特許法等の改正案が成立したのですけれども、附帯決議で諸外国の動向も注視して、制度のさらなる強化を引き続き検討せよという宿題をいただきました。これは技術や社会の変化に遅れることのないようにしっかり検討しなさいということだと思っております。

本日は知財システムのパラダイムシフト、Society 5.0時代に向けて知財システム、あるいは特許庁がどうあるべきかなどについて忌憚のない御議論をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○五神分科会長 ありがとうございました。

2. 知財システムのパラダイムシフトに向けて

○五神分科会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題「知財システムのパラダイムシフトに向けて」について、事務局より御説明をいただき、その後、質疑に移りたいと思います。

事務局から、説明をお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。時間の関係で参考資料1は配付のみとさせていただきます。

資料1の「知財システムのパラダイムシフトに向けて」ということで、3ページ目からスタートさせていただきたいと思います。IoT、ビッグデータ、AI、こういった新しい技術でデジタル革命が起こっておりまして、業種の垣根が崩れている。それから、人々の働き方が変わってきている。こういう状況の中で顧客の潜在ニーズというのを常に探求してこれまでにない価値を生む、そういう新結合をスピード感を持って生み出していく必要があるということで、ユーザー目線での「デザイン経営」、それから自社にないものを積極的に外に求めていくオープンイノベーション、こういったことが必要になってきているのではないかと思います。

次のページ、まさにインターネットに接続されたサービスというのはスイッチングコストが低い、つまりUI/UXがしっかりしていなければすぐにほかのサービスに乗り換えられてしまう。このようになんでもネットに繋がる Society 5.0の社会、こういった中でもしっかりとUI/UX、これを知財で保護していく、こういったことが必要ではないかというふうに考えております。

次のページです。例ということで、まさに今、スマホを使ったデータから新しいビジネスを起している2つの事例を紹介させていただいております。1つ目は、FiNC Technologies様の例でございます。これは歩数、体重、睡眠、こういったデータからAIが個人々人に対して最適な助言をするというサービスでございます。こういったデータを起点としたサービスでも特許出願は73件、うち特許を取られているのが22件、こういった形で知財にしっかりと力を入れられています。

次のページ、6ページですが、Uber Technologiesでございます。スマホから配車をす

るようなアプリを作ってサービスをしている会社ですけれども、まさにこういう Society 5.0時代の中で重要になってくる、データを活用して新しいビジネスを起こしている、UI/UXが重要な要素になっている企業もしっかりと知財を取っているという例でございます。

7 ページ目、まさに Society 5.0の中で重要な技術となっていきます AI でございますが、これは、AI の関連特許をマッピングしたものです。この図の見方ですけれども、色が濃くなっているところが特に特許出願が増えているような分野でございます。見ていただきますと L8、画像処理みたいなのがかなり特許文献が出ているということが見てとれます。

これを米、中、日で分析したものが8 ページ目になります。左側は2008-2009年、右側は2014年-2015年のものになります。アメリカなどを見ていただきますと、2008年のときから広く特許出願がされているということが見てとれます。まさに天の川、ミルキーウェイのような形に見えるかと思うのですが、幅広い分野での R&D というのが進んでいるということを見てとれます。中国ですが、2008-2009年では1点しかついていなかったのですが、14年-15年を見ますとかなり広い分野で特許出願が出てきている。色も濃くなってきているということで、中国の幅広い分野での R&D というのが見てとれます。一方日本ですが、2008-2009年のときには、ちょっと赤くなっているかと思うのですが、これが2014年-2015年では場所も余り変わっていない、それから色も少し薄くなってきているということで、日本が新しい領域に余り出ていけていないということを示してございます。

9 ページ目でございますが、これは特許の実効性と新規領域の開拓、この関係がどうなっているかを示した図です。上の図ですが、弱い特許の場合には複数の会社はそのビジネス領域に進出してくる。そうしますと特定の事業領域に企業は集中して収益力が低下する。一方、特許が強い場合、下の場合ですが、競合が入ってこようとしてもその分野には入ってこれない。そうするとほかの分野に出ていかざるを得ない。それから本当にどうしてもその分野が欲しい場合、ビジネスや特許が欲しい場合にはそもそも買収をしてしまうということで、新規領域が広がっていく、更に M&A など新陳代謝が進んでいく、こういう説があります。

10ページ目ですが、諸外国がかなりプロパテント、プロイノベーションに力を入れているということが見てとれます。例えば中国ですが、法定賠償額の上限の引き上げであったり、侵害した者に対して懲罰的な損害賠償、五倍制度みたいなものを導入、こういったものを検討している。米国は先ほど長官からもありましたように、特許適格性について少し

行き過ぎたアンチパテントを戻そうではないかということで法改正を進めている、こういう状況でございます。

11ページ目ですが、こういった中、企業経営、知財活動のパラダイムシフトというのが必要になってきているのではないかとございます。

具体的に御説明しますと12ページ目になります。一番左側、高度成長期で他国に追いつけ、追い越せということで他国から技術を導入して新しいものを作っていく、いわゆるキャッチアップ型のモデルですけれども、やはりこの場合には、その時点で儲かる形、儲かるビジネスに企業が殺到してしまう。つまり、特定の領域に集中してしまい、そこから新規事業、ブルーオーシャンに出ていかない。いわゆる知財活動もディフェンシブ、クロスライセンスのために数を取っていく、お互いに訴えない。こういう状況にあったのではないかとございます。真ん中の図。フロントランナー型、特に欧米の先進企業というふうに考えていただければと思います。既存のプレイヤーがいるような場所を避けて利益率の高いところに入っていく。それから、自社にないものを外に求めていく、他社との協業を積極的に求めていく、いわゆるオープンイノベーションの取組み、こういったことによる新規事業の開拓が進むといった状況がフロントランナー型で。これが Society 5.0でもっともっと進んでいきますと、やはり常に顧客の潜在ニーズを探求しながら新しいことをやっていく。それから当然、新しいニーズにより、自分のところにはない技術が発生してきますので、こういったことにスピードを持って対応するためにはオープンイノベーションというのがますます進み常態化していく。これを知財でカバーしていくためには、知財と経営が一体化している必要があるというふうに考えております。

14ページ目でございます。特許庁の主な取組みを俯瞰しております。一番上ですが、高度成長期、先ほど申しましたようなキャッチアップ型の経営に対応した制度であった時代から、特許庁は、近年、大きく分けて3つの柱で施策を打たせていただいております。1つ目は大学、中小企業支援、それから真ん中の緑のところ、企業の皆様が国内外で早期に安定的な権利を取得できるようにするための支援、それから一番右側、権利行使の環境の整備ということでございます。下に特許庁の最近の取組みを書かせていただいておりますが、これから更にこの3本柱をアップデートしていく必要があるのではないかとこのところが特許庁の御提案でございます。1つは、単に大学、中小だけではなくてベンチャー企業などこれからイノベーションの源泉となる、主体となるような方々を更に支援する必要があるのではないかと。それから2つ目の柱ですが、日本企業が世界でもっともっと活躍で

きるように国内外での早期で安定的な権利の取得の支援が必要ではないか。それから3つ目ですけれども、時代に合った制度でなければならないというふうに思っております、特に知財訴訟制度などにつきましては、先ほどの附帯決議にもありましたように、時代に合った制度になっているのかという観点で、不断の見直しというのが必要ではないかというふうに考えております。

16ページ目になります。大学の知財活動の実態、課題ということでお示しております。これは日本の大学の研究者の人数、それから発明届の数というのを示しておりますが、日本の研究者、約20万人おりますけれども、実際に発明届として出てきているのは8000件ということで、まだまだ大学の研究には、知財になるような宝がいっぱいあるのではないかとこのように考えております。

17ページ目、これは大学のライセンス活動というのをまとめておりますが、左側、ライセンスの件数・収入というのは着実に右肩上がりできております。ただし右側を見ていただきますと、金銭面では、アメリカと比べますとかなりまだ差があるということで、日本も伸びてきてはおりますけれども、まだまだ米国と比べると頑張れるのではないかとこのようにございます。

18ページ目、これは先ほどの価格差の1要因というふうに思っておりますが、大学による単独出願の重要性ということについてお示したものです。上のグラフですが、共同出願と単独出願で行きますと、やはり単独出願が1件当たりの収入というのは高くなっております。理由としましては下に少し書いておりますが、やはり共同出願、共有特許の場合、企業Aがほかの企業へのライセンスはだめだというふうに言いますと、大学側はそのライセンスが自由にできない。一方、右側、単独特許を取りますと大学が個別に企業Aから企業Cとライセンス契約ができる。個別の戦略とか条件とか、こういったもので市場をコントロールしやすくなる、こういったこともありまして、これからは大学による基礎研究の成果をしっかりと単願でも取っていく必要があるのではないかとこのように思っております。

19ページ目、実際に日本における単願・共願の割合を見ますとほぼ半分強が共願となっております。一方右側ですが、アメリカはほぼ単願で特許を取ってきている、こういう状況でございます。

20ページ目ですが、まさにこういったところを特許庁としても何か支援できないかと思っております、今年からこの知財戦略デザイナーというものを実施しております。特に基礎研究から知財をしっかりと発掘して、将来のビジネスを踏まえて権利を取っていく、こういっ

たことを支援できないかというふうに思っております。特にこの施策のポイントは、大学の研究者の近くにこの知財戦略デザイナーという方を送りまして、今いるURA（リサーチ・アドミニストレーター）の方と一緒に大学の先生が何をやっているのか、その中からしっかり知財を取っていくべきものは何か、それから将来の出口を見据えまして知財を戦略的に取っていく、こういったことをアドバイスできるような、こういう事業となつてございます。

めくっていただきまして21ページ目、こちらは中小企業に対する支援ということでございまして、巡回特許庁でございます。弁理士会様とも協力をさせていただきながら地方で知財を知っていただく、それから知財を活用していただくといった周知活動を進めております。

22ページ目ですが、知財総合支援窓口、これは47都道府県に設けておりまして、様々な機関と連携しながら、御相談とか御質問とかを受けております。

めくっていただきまして23ページ目でございます。まさに中小企業、大学、こういった方たちにもっともっとしっかり知財を取っていただきたいということで料金を2分の1に軽減してございます。これは今年の4月からでございますが、料金を軽減すると共に、減免申請とか証明書類、こういったものの手続を簡素化するというのをさせていただきました。まだ4月、5月の結果ということでございますけれども、実際に昨年と比べまして2割ぐらい出願が増えてきているということでございまして、更なる周知を行いもっともっとふやしていきたいというふうに思っております。

それから24ページ目でございます。ベンチャーへの支援ということですが、日本のベンチャーへの投資というのはまだまだ諸外国に比べて低いということでございます。ユニコーン企業数を見ていただいても、米国、中国と比べるともっともっと日本から出ていっていいのではないかとこのように考えています。

めくっていただきまして25ページ目、虎の子の技術を持って勝負していかなければいけないベンチャーにあっても、まだまだ知財意識が低いということで、2割程度しか知財の意識がない。出雲社長のユウグレナのように、しっかりと知財を取られて、知財戦略を作られてやられているベンチャー、スタートアップ様というのはまだまだ多くないということで、こういったところにしっかりと支援をしていきたいというふうに思っています。右側を見ていただきますと、まさにマザーズの上場企業であっても約半数が特許出願を行っていないということで、こういったところについてはこれからもしっかりと支援をしていく必

要があるということを感じております。

26ページ目、現在、スタートアップのスピード感に対応した審査ということで、スーパー早期審査を提供させていただいております。スタートアップの皆様にお話を聞きましたところ、例えばシリーズA、シリーズB、こういった資金調達のサイクルは大体1年強。この間に次の資金を調達していかなければいけない。そのときに知財を持って投資家の方にアピールできれば資金の調達がしやすいということもございまして、この1年の間に審査が終わるように、このスーパー早期審査というものを開始させていただいております。早いものでは約1か月で特許が出るという事例もございます。

それからめくっていただきまして27ページ目、これは昨年から行っております知財アクセラレーションプログラムということで、知財、それからビジネスの専門家をメンタリングチームとしましてスタートアップに送らせていただきました。昨年は10社送らせていただきましたが、いずれもかなりの高評価をいただいております。実際の支援例ということで下に示してございますが、例えばメンタリングチームを送った先のスタートアップが、いやいやもう特許もバッチリ取っていますと言うのですが、よくよく話を聞くと御自身のビジネスと特許の権利範囲が合っていない、こういうことがわかりまして、じゃあ実際にもう少しビジネスをカバーするにはどういう特許を取ったらいいのかということで相談してちゃんと追加の出願などを行って対応した、こういう事例でございます。このプログラムでは、今年は更に15社に増やして支援をしていきたいというふうに思っております。

28ページ目ですが、これはスタートアップの方がまず見るサイト、それから専門家とつながるサイトということで、ここにありますように起業をお考えの方にまず何をしたらいいのかというのをわかりやすく提供するようなサイトというのを始めました。少し役所らしからぬデザインにしまして、スタートアップの方にも見ていただきやすいような形にしております。

めくっていただきまして30ページになります。日本企業がグローバルに活躍していただくというのを更に支援する必要があるのではないかということで、従来、国内外で早期に質の高い特許を取れるように特許審査ハイウェイというのを行っております。現在、42庁と締結しておりますが、めくっていただきまして31ページ、まさに日本企業が今から出ていこうとしているインドでございますが、インドは特許を取るために平均で7年、それからファーストアクションまで4.5年もかかるということで、これではビジネスがなかなか始められないという日本企業の声もありました。これは昨年からインド側としっかり詰め

まして、インドにとって初めて PPH を結ばせていただきました。まさに今、JPO の PPH のチームがインドに行っておりまして、膝詰めで調整を行っており、いつから始めるのかというのをやっております。

それから、めくっていただきまして33ページ目でございます。これは知財訴訟制度についてということでございまして、先ほども少しお話がありました。令和元年法改正ということで査証制度の創設、それから実損の範囲内で損害賠償算定方法の見直し、こういったものを含む特許法改正を提出させていただきました。全会一致で御承認をいただいたということでございます。余談ですが、令和第3号ということで、令和1号にはならなかったのですが、令和になって3番目に成立した法律ということでございます。

35ページ目はそれを詳しく書いております。お手元にはA3に大きく拡大したものをお配りさせていただいております。

○今村企画調査課長 35ページの「特許権侵害の抑止効果を高める諸外国の制度」というページでございますが、これは今国会の附帯決議で懲罰賠償、それから二段階訴訟、こういったものについては諸外国の制度をよく見ながら検討すべしということを言われておりますので、よく勉強しながら専門家の方と議論をしていきたいというふうに思います。特に上のところですが、懲罰的賠償制度を導入している国、それから懲罰的賠償はやらないのだけれども、侵害者の利益の吐き出しによるこういった賠償、こういう制度を持っているEU、こういった国との関係ですね、諸外国の状況をよく確認しながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

37ページ目でございます。今申しましたように二段階訴訟制度につきましても、侵害論と損害論を分けて検討する、こういう効率的な制度ということでヨーロッパで導入されております。こういったところもよく有識者での検討をしていく必要があるというふうに思っておりますので、特にまた特許制度小委などで検討を進めてまいりたいというふうに思います。

39ページ目でございます。模倣品、それから海賊版の流入ということで、近年、Eコマースの発展、それから郵便料金の低下によりまして海外からeパケットライト、小型の小包で日本に侵害物が入ってくるケースが増えてきているということでございます。通関で疑義貨物を発見しても、その場で個人使用を目的としたものであるということを手帳されますと、結局、税関では止められずに国内に入ってきてしまう、こういう問題がございます。

40ページですが、こういった個人使用目的という主張があっても実際に模倣品を差止めているフランス、アメリカ、EU、こういった国がございますので、日本もこういったことができないか、関税局とも議論しながら進めていきたいというふうに考えております。

41ページ目、こういったことを踏まえて本日、御議論いただきたいポイントというのをまとめております。ここにありますようにデジタル革命によってビジネスの自由度が格段に高まった中、「デザイン経営」、「オープンイノベーション」によって顧客の潜在ニーズに対応した新たな価値を素早く提供する企業が勝ち残っていく、こういう中、この差別化戦略を支援するというのが知財制度ではないか。特に Society 5.0になっていく中でこの企業経営・知財活動、こういったパラダイムシフトが重要ではないかということでございます。ここに4点ほど書かせていただいております。1つ目ですけれども、スタートアップや中小企業、それから研究者、こういったところにもっともっと知財を知ってもらう必要があると考えています。単に知っていただくだけではなくて、体感をしていただく必要があるというふうに思っています。こういったところをどう進めていったらよいか。2点目は、日本企業がグローバルに活躍するために国内外で早く・安く・強い権利を取れるようにするためには何が必要か。3点目、取った権利についてはしっかり活用していただく、そのために日本の特許権等の実効性を更に高める必要があるのではないかと、4点目、Society 5.0の時代、知財制度・特許庁はどのようにあるべきか、こういった観点で御議論いただければと思います。もちろんこれ以外の観点からの御意見、御示唆というのでも結構です。

42ページ以降ですが、参考ということでつけさせていただきます。

43ページ目は、昨年も御紹介しましたが、林委員や田川委員に御協力いただきまして作りました「デザイン経営」宣言でございます。実際に特許庁でも「デザイン経営」をやってみようではないかということで「デザイン経営プロジェクト」というのを立ち上げました。

44ページ目ですが、実際にはここにありますように6つのチームに分かれましていろいろ検討をしております。これをやりまして実感していることですけれども、新しいアイデア、これがどんどん生まれてくるようになった。単に生まれるだけではなくて、実際にやってみよう、実行してみようという、こういう機運が高まったということでございます。もう一点は、やはりだれのためにやるのか、何のためにやるのか、何が必要か、そういう観点から物事を考えるようになったということで、今回プロジェクトを6つ立ち上げたわ

けですけれども、このプロジェクト以外にも全てについて特許庁職員がこういう考え方でいろいろ物を考えたり提案できるようになったというふうに感じております。

45ページ目は、まさにこの一例ということですが、拒絶理由通知が送られてきたときに個人とか中小の方、それからスタートアップの方、「拒絶」と書かされただけでもう諦めてしまう、こういうケースが結構ありましてなんとかできないかということで、デザインチームが提案したのは、拒絶理由通知にQRコードをつけまして、そのQRコードをスマホで読み取ると拒絶理由が来たときにどうしたらいいのかというのをわかりやすく解説するような、そういうサービスを始めたかどうかということでございます。こういった取り組みも通常であれば検討してから実施になるまで2、3年とかかかるのですけれども、これは2020年、来年にもう早くもリリースができる方向で動いております。こういうスピード感で動くようになったということでございます。

46ページから48ページまででございますが、これは特許庁の職員にアンケートをとりまして、1つ目は特許庁職員が思い描く10年後の自画像はどうか、それから次のページが、特許庁職員が思い描く10年後の特許庁、組織としての特許庁はどう合ってほしいか、48ページ目は、特許庁職員が思い描く10年後の知財システムは、どんなものか、どうあってほしいかということについてアンケートをとったものでございます。見ていただきますといろいろと前向きな意見があったりとか、これまでになかったような「イノベーション庁」になりたいとか、子供の「将来なりたい職業No.1になりたい」とか、こういう意見がありまして、まさに Society 5.0の新しい時代に向けて特許庁、特許制度というのをアップデートしていかなければならないという中で、こういう考え方を持っている若者がいるということもご紹介させていただき、こういったことを踏まえまして本日、広く御意見をいただければというふうに思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

3. 自由討議

○五神分科会長 かなり旧来の特許庁らしくない雰囲気も出てきたなと思って聞かせていただきました。

それでは、自由討議に移りたいと思います。御発言の際はネームプレートを立てていた

だくようにお願いします。本日、皆様に御発言いただきたいと思いますので、まずはお1人様3分以内ぐらいでコンパクトに御発言いただいて、一巡して時間がありませんでしたら2回目の御発言をお願いするというふうにしたいと思います。

どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○出雲委員 では、もったいないのでよろしいですか。

○五神分科会長 では、出雲委員、お願いいたします。

○出雲委員 ユーグレナの出雲でございます。今日はこの議論いただきたいまとめ、ポイントに沿って3つ発言させていただきたいと思っています。1点目が特許庁の発信力の強化、2点目が世界一安い・早い・強い特許庁、そして私、「イノベーション庁」という言葉が今回の資料の中で一番素敵だなと思ったのですけれども、Society 5.0に対応した Japan Patent and Innovation Office のあるべき姿について、最後、3点目が地方の TLO の増強による地方創生の重要性と具体的なやり方等について、当社の取組みも含めて御説明させていただきたいと思います。

まず発信の積極化が必要だという点についてなのですが、今、特許庁からたくさんいろいろな施策がありますし、虎の巻等々でいろいろな資料、充実したものも発信をスマホでもされているという説明を今日いただきましたが、一番スタートアップ、ベンチャー企業、中小企業が聞きたいのは、失敗するとどういふ大変なことが起こるのかということと、具体的な金額、結局はナンボなのだということが非常に重要になってくるのではないかなと思います。その虎の巻も8ページの中に入れ込むのは難しいと思うのですが、具体的事例、失敗例等が書いていないとなかなか、じゃあ積極的に知財を重視して取組もうということにならないと思うのですね。私どもが中小機構や中企庁さんと一緒にスタートアップを地方で創出するイベントに出させていただくときに一番人気があるのが、結局ユーグレナは知財マネジメントをどうやってやっているのだと、当社は創業直後から大学発ベンチャーの失敗事例を研究して、一番重要なのがパテントと IP マネジメントと広報、その技術に自信があるととかく光るものは自然に見つけてもらって助けてもらえるという発想が大学にあるのですけれども、一番大事なのは広報と知財マネジメントだということで、当社は創業来インハウスに、弁理士が中におりまして、国内特許が42件、外国特許が24件、スーパー早期審査で通常11か月の審査請求期間が本当に1か月になって、1か月で取れたものが1件ありまして、76件中1件、活用させていただいているのですけれども、本当にすばらしい制度だと思います。ありがとうございます。インドネシアやマレーシア

でも今、PPH を活用した審査請求をさせていただいておまして、こういった具体的な事例と、あと金額のイメージがもう少し伝わるようになるといいなと。

今、中企庁と中小機構が、ベンチャー企業が参加したセミナーの後に何が一番話としておもしろかったかというのを聞くと、当社が活用しております外国出願補助金、その2分の1補助ですとか中小企業等海外侵害対策支援事業、これは3分の2補助していただける制度なのですけれども、こういったものを活用して、100万円かかるので海外からの権利侵害に対して諦めていた中小企業が、こういう制度を活用すれば30万円のできるのだ、政府もサポートしてくれるのだというのを知るだけで、3分の2補助と書いてあっても余りイメージがわからないのですね、幾らかかるのか。ですから、具体的にやって活用した人が、何がどれぐらいになるのだという具体的な金額感とうまくいかなかった失敗事例といったものを積極的に、おしゃれな写真よりも失敗例と金額が情報発信の中では肝になるのではないかと考えております。

世界一早い・安い・強い部分は、スーパー早期審査制度の活用の強化と質の高い権利の安定性の向上のためにも任期付特許審査官の増員等を通じて、11か月の標準的な審査請求期間の短縮化とスーパー早期審査の活用を訴えかけていくこと、そして海外から日本に設立されたスタートアップから早期にパテントが生まれて、PPH を活用してグローバルに活躍するインバウンドのスタートアップを創出することによって、積極的に特許庁がそういった動きをサポートしていくということが大事ではないかというふうに考えております。

最後、3点目が地方創生と地方 TL0 の増強が非常に重要だということなのですけれども、この重要性は、ちょっと繰り返しになってしまいますが、2015年の日本再興戦略におきましても、研究開発型ベンチャーの育成とエコシステムの構築が非常に重要である。昨年の成長戦略におきましては2023年までに20社、ユニコーン企業さんを創出するということが成長戦略に書き込まれているのですけれども、これを本当にやっていくためにどうしたらいいのかというのは、今一番いい事例が東大にございます。今日は五神先生に座長をお務めいただいておりますけれども、東京大学におきましては5年前に東大発のベンチャー企業というのは150社だったのですよ。今は5年間で120社増えまして、今、東大発ベンチャーというのは270社ございます。2019年の段階で大学発ベンチャー上場企業の時価総額が2兆6000億円、そのうち東大発ベンチャーだけで半分の1兆円超でございます。ですので、わずか4年で東大ベンチャーが120社増えて、そのマーケットインパクトも1兆円を超える価値を作るという、そういうエコシステムを東大で五神先生と渡邊先生や加賀見先生のり

リーダーシップの下、作ることができましたから、次のステージはこの東大のエコシステム構築の成功事例を地域、地方大学に展開していく、その中心となるべきは地方の TLO であります。

今般、地方大学・産業創生法に基づき地方の首長のリーダーシップの下に進められる産学官連携で、地域の中核的産業の振興と専門人材育成などを行う優れた取組みに対して重点的に地域産業創生交付金が地方大学・産業創生法に基づいて支払われる、いわゆる「キラリと光る地方大学づくり」の施策がスタートしております、この対象事業が7件、岐阜県から北九州市まで6県1市、平成30年度に採択されておりますけれども、まさにこういった既にクラスター形成をスタートする意欲のある地方自治体と地方の大学のシードというか、芽が日本に7か所あるわけですから、こういったところに積極的に URA を派遣して知財の重要性を早くから、このクラスターと「キラリと光る地方大学づくり」の中に、東大のエコシステム形成でうまくいった部分と知財の重要性を初期から積極的に働きかけていくことによってこの取組みを成功させて、地域、地方創生と地域 TLO の強化と同時に進めることによらないと、2023年までに20社のユニコーン創出ということは実現できなくなってしまうと思っておりますので、東大だけで20社ユニコーンを創出するというのは余り、まあそれはそれでいい話なのですけれども、それよりも地域、地方にもいばらしい技術シードがありますし、Society 5.0に対応した「価値デザイン社会」を本気で創出していくためには、全国民によるオープンイノベーションの成功事例をまずは地域、地方の大学と TLO と知財を中核としてそのオープンイノベーションの成功事例を皆さんに、広く国民の方に見ていただくことによって、この「価値デザイン社会」創出を広く国民の皆さんを巻き込んでいくという順番が重要であろうと思っておりますので、繰り返し、最後にサマライズいたしますと、3つ、特許庁の発信の強化を周知徹底、いい制度があるけれども、使ってもらわないと意味がありませんので、発信を積極的に行っていくこと、2つ目が世界一早い・安い・強い特許庁に今かなり近いところに来ておりますので、スーパー早期審査制度の強化と任期付審査官の増員等も含めた質の高い、権利の安定性の高い、早い・安い・強い特許庁が日本だということを制度面でしっかり充実させていくこと、最後は東大のエコシステム構築の成功モデルを地域に展開することが地方創生の一丁目一番地であるという位置づけで、地域、地方の TLO と大学からのイノベーション創出の強化をぜひ主導して、イニシアチブを特許庁にとっていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

Society 5.0の一番大事なコンセプトはインクルーシブな社会を作るということで、地方と都市の格差を大きく縮小していこうとするものです。デジタル革命をうまく活用できれば、それが加速できるということを世界に先駆けて日本が提案したとも言えるのです。最後の地方のところについては、私も自著の『大学の未来地図』で、大学改革モデルについて、どこの大学でも使えることもたくさん書いたつもりなのですが、なかなかそういうふうには読んでもらえていないのが少し残念です。もう少し地方の活躍を強調する努力をしようかなと思っていました。どうもありがとうございました。

それではほかに、次々に発言をお願いしたいと思います、林委員、お願いします。

○林委員 出雲さんのすごいスピーチに感銘を受けて、私も普段は遅れて発言をするのですが、ちょっと早めに。私としては2つ。まず1つは特許庁の行動が本当にすばらしくて、そこを主張しておきたいなと思います。こういう集まりというのは結構あるのですが、意見が反映されることというのは少ないのですよね。ところが、特許庁では本当に言ったことが次にあったときには実現されていく。そこがすごいです。例えば、スーパー早期審査では、早ければ1か月から2.5か月での審査を行っている。また「デザイン経営」では私も審議会の小委員だったのですが、「デザイン経営」宣言をいち早く出しましたし、特許庁で「デザイン経営」を本当にやってみたらどうなるのかということで、すぐに実践しました。その行動力もさることながら、そこで感じたのは、「デザイン経営」はだれでもできるのだなというのを感じました。

2つ目は、「デザイン経営」についての提案です。議論いただきたいポイントの中で、イノベーションの創造者となる研究者、スタートアップ、中小企業に知財を知ってもらうためにどういう手法があるかということなのですが、スタートアップと中小企業と大企業、これはかなりオペレーションが違うなというのが私の1年ぐらい見ての感想です。その中で、もちろん特許庁なのでそれぞれに専門の委員をつけるというのはあるのですが、力を入れるとしたらスタートアップだなというふうに思っています。なぜかというと、スタートアップは本当に早くて、かつUI/UXが勝負になるところで戦っている。出雲さんも言っていましたけれども、抽象的なきれいな絵が描かれているというよりは、どういうUXで括るのか、知財はどこに出されているのか、そういうことをもとに積極的に情報発信を高めていくのがいいのではないかと。

その次に必要なのは中小企業です。中小企業は、山ほどある数の中からデザイン経営を

やっている優れている企業だったり UX で特許を取っているような企業を探し出していく必要があるのだと思います。中小企業の中のベストプラクティスを探し出して、広めていくというのが中小企業にとって必要なのではないかと。

最後に大企業がくるわけですが、ここは法務もしっかりしていると思いますし、時間がかかっても自社で積極的にやってもらえば済むので、特許庁としてはスタートアップが1番、その次に中小企業の優れているところというの優先順位で支援をしていくというのが日本の知財戦略、そしてデザイン経営として重要ではないかと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

では、濱口委員。

○濱口委員 今の御議論を受けて、それから出雲さんのお話もちよっと関連しており、東大型の成功というのは私もよく存じ上げていまして素晴らしいと思いますが、なかなか地方大学ですと TL0 も小さいですし、専門家が少ない、それから情報が入りにくいというのがずっと続いているように思うのですね。同じ条件は中小企業の場合は更に孤独な存在で、これをどういうふうにネットワーク化していくかの知恵が必要だと思います。これを特許庁でどうやられるか、やる道があるかということが課題だと思います。あるいは特許庁を超えて国を動かして何か方策はないのか。例えば、高等教育局のような文科省の組織も動かしてしまって連携をするぐらいのことをやらないと、現場がちょっと動かないなという実感を持っています。

これが1つ目でありまして、もう一つは、私どもは JST で体験していることですが、やはり競争力のある特許だと海外との競争が非常に激しくなっています。議論のポイントの3番目ですけれども、最近もあったケースでは、ちょっとしたパテントで隣の国から10億円取り返すというのを裁判で大分やりまして漸く終わったところです。こういったケースでは、関連する国が多国にわたり、1国だけでは終わらない事が多いですね。しかも、侵害が巧妙にやられてそこを調査する機能が現場の例えば大学や中小企業にはないと思います。だから、そこをどうサーベイしていくのか、アメリカの場合は、はちゃんとプライベートの調査会社があることも私たちは体験的に見ていまして、アメリカの大学と一緒にやっているケースでは、そこからの発注で会社が調べてドイツだとかイタリアに侵害があるというのをリストアップしてきて、特許侵害の訴訟を進めている最中です。これらのケースと比較すると、日本のスピードが遅いのとシステムができ上がっていないというのが2つ目にあります。特に国際的な問題。

それから3つ目は侵害の補償の金額が安すぎますね、これ。これはもうガラパゴス化していて、こんなことでは取り残されていくのではないか。簡単に10億単位で隣の国でも動いていますし、中国ももうアメリカ型になりかけていますので、10億や100億の世界に入ってくるところを日本は50万、100万でこれをやっているのはもう取り残されるし、どんどん侵害されるだけになって、ここは本当に変えないといけないと私は感じております。

この3つを今日はお話をしたいと思いました。

○五神分科会長 ありがとうございます。

先ほどの出雲委員のお話にもありましたように、お金の絶対額を見せるということは価値そのものを明示するという事だから非常に重要です。この問題に限ったことではないですが、日本は非常に、全般的に弱いところが課題です。

○濱口委員 弱いですね。

○五神分科会長 知識が価値の中心になるときに、それが今までのようにほとんど0円と評価されてしまうようではいけません。国際標準の値付けをきちんとしていく、これは特許だけではなくて金融など全ての面で、そこを変えることが非常に重要なと私も常々思っているところでございます。

それでは、渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 先ほど出雲社長が随分いろいろ言っていたので、時価総額、非常に大きな数字を言っていたいただきましたが、東京大学は余り大きな数字を言いますと、結構株価はボラティリティがありますので多少控えめに言っておきまして、大体上場している5社で合わせて1兆円超えていますよという表現を今しているところです。余り高いことを言うと政府の目標にされてしまったりして後で面倒くさいことになるので、ちょっとここだけの話。(笑声)

スタートアップの話が多いので、東大のスタートアップの支援の現場実態を多少御参考までにお話ししたいと思うのですが、この資料ですと「知財」という言い方をしているのですが、最後、特許の話になっています。当然ですが、スタートアップにとっての知財というのは特許だけではないということで、今まで100社ぐらい、これはインキュベーション施設、もとはユーグレナさんも入っていただいていたけれども、インキュベーション施設の入居審査で事業計画を聞いておりますので、100以上ぐらい聞いています。いつも特許優先というわけではなくて、やはりその実態に合った、特にノウハウをできるだけ排他性の源泉にするなど、参入障壁があればいいわけですから、最近

ですとビジネスモデル、それから AI 系の場合はそういうようなものを中心に、ともかくスピードが大切というようなものが多いです。同時に、スタートアップは NPE でもない限りやはり他社の権利を踏んでしまうことのリスクが非常に高いので、そういう意味では大きな市場を狙うとそういうことも考えないといけない。今、AI 系のベンチャー、これはなかなか特許を出してくれないことも多い。出雲さんのところは最初から特許を出していただいている会社なのだけれども、AI 系のベンチャーにも、今は特許を出してもらうことを勧めて進めています。逆に日本の特許庁の審査について、AI 系が比較的とりやすくなっていて、外国の資本に任せて出してくるところがかなり取ってしまったりして、それをクリアしないとけないというような状況もあります。この例のように、権利者であって、同時に人の権利を使うというその両側の立場を持っているのですが、産業分野ですとか企業規模だとかによっていろいろなバランスがあるわけですね。そういうところに対して何らか施策を行ったときにどういう影響があるかというのはまさしく産業政策、イノベーション政策そのものなのだと思います。この資料の最初の前半のところはそういうコンテキストで議論されていますけれども、もう少しそういう意味で細かく議論をしていく必要があるだろうということが 1 点です。

それから第 2 点目ですけれども、19 ページに日米大学の特許取得戦略という図があると思いますけれども、これは政府の資料等を出典に挙げられています、これは実は私が 2012 年に学会で発表した論文の図でありまして、大変有り難いことにいろいろなところでこれを引用していただいています。ここではちょっと違うコンテキストで引用されているような気がしますけれども、基本的に日米の差というのは確かにものすごくあるのですけれども、これというのはどちらかというと契約が理由なのです。日米で、特にアメリカの場合は日本的な共同研究みたいなものというのは非常に、むしろ嫌われますので、コントラクトリサーチというとこれは輸出管理上も嫌われるところがありまして、スポンサードリサーチ、そうすると単独で特許を出していくということに基本的にはなりますので、そこが大きな違いでこういう差が出ています。そういうようなことで、これは何が言いたかったかということ、そういう中で、結局随分日本の大学は知財は大企業に供給されているのですが、大体これは 100 万ぐらいの共同研究で、要は余り使われていなかったという、だから埋没していましたという、ベンチャーはこの時点でも少なかったけれども、それでもやはり企業価値が上がっていればそれなりの収入になるという、そういう違いを着目して少し考えたほうがいいのかというような趣旨で書いたものであります。これは 2012 年

の調査で、大分時間がたちましたので、多分今これを同じ評価をすると大分改善されているのではないかと思います。単独特許の重要性、あるいは共同研究の大型化ということはかなり一生懸命やっていますので改善されていると思いますけれども、そこはやってベンチマークしながら正しい方向に今、行っているかどうかということを確認する必要があると思います。

ちにみにこれは随分引用されて私の名前が今回、初めて落ちてしまったのですけれども、（笑声）これは創作者名の名前が落ちるといのは結構重大な問題を引き起こしたケースというのが最近ありまして、オプジーボの特許権ですね。これはまさしくノーベル賞受賞者の本庶先生と小野薬品の共有となっていますけれども、2015年に2人のアメリカ人が、これは自分たちが発明者だということで訴えを提起してまして、ちょうどこの5月に地裁が実験データは共有されていて論文が発表されていて明らかにこれは共同発明者だと認めてしまいました。これは地裁レベルですけれども、これからどうなるかなのだけれども、エビデンスがあるということからすると簡単には崩れないのではないかなという気がします。これは米国特許法では共有特許権に関するルールというのが日本の73条とは違いますので、恐らくこれは2人の研究者はライセンスする権利を持っていると見られます。したがって日本側のライセンスの機会が大幅に減少する可能性があるというような事態になっています。日本側のチームがもめたりしているので、そういうような意味でも少し心配な状況になっています。発明者の認定というのは特に海外に持っていくときは極めてセンシティブな問題で、先ほどの日本のケースで少額な共同研究費で随分発明者がズラッと並んでいるようなケースもありまして、これはこれで、今度は発明者の資格のない人も混ざっているのではないかなというような懸念もあります。ここは、たまたま私はAMEDの知財戦略委員長をやっている、戦術委員会でそういうような話題を取り上げて、これは1回ちょっとやはり現場実態等を確認して注意をしておくということが必要なのではないかなということを申し上げました。すなわち、不用意に複数グループ間とか組織間で非公知情報の交換がなされる状態というのは、特にクロスボーダーだとリスクが高いということでありまして、分野によっては、これは実は輸出管理の問題も惹起します。昨年、アメリカがイメージングテクノロジーの規制をするみたいなことを言っていますけれども、そうなりますますますそういうクロスボーダーの非公知情報の共有についてしっかりした管理をしないといけないということになってきます。これも経産省と連携して検討が必要だと。先ほどのAMEDはちょっとやっていただくとおもうのですけれども、少し広く確認をしていく必要

があるのではないかと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、益委員、お願いいたします。

○益委員 大学人ばかりつながっているようで申し訳ないのですが、簡単に、意見を述べさせていただきます。今日の資料の16ページを見て、ああ、これは大学はまずいなと感じました。やはり大学の理工系の教員は、少しでも知財を出すようにしないといけないと思います。

それから、あともう一つ有り難いと思ったことが20ページです。知財戦略デザイナーというのを御計画されているということで、これは大変よいことだと思います。ふむふむと考えてみたのですが、ここにも書いてあることですが、最近、URA、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーターという方を各大学において強化していて、大学のマネジメント、研究計画の立案、産学連携の推進等で活躍しています。これがうまくいく場合とうまくいかない場合があつて、端的に言いますと、余りにも企業センスで大学の先生に接すると大概うまくいかないです。大学の先生のマインドも変えないといけないことは重々わかっていた上で発言させていただくと、大学の研究者の気持ちがわかる人でないと、せっかく能力ある良い人が派遣されても失敗する事例が多いという状況が現場では起きます。ただ、施策として、この知財戦略デザイナーという考え方は非常によいことだと思いますので、ぜひとも本学にも派遣してほしいと思っている次第です。

それから、大学の先生のマインドを変えるということが実は大学で一番大変でして、私も今、学長という立場になって、何が一番難しいかという先生のマインドを変えることです、(笑声) この特許についてもまさに同じで、こうしたことにマインドの高い人は結構いるのですが、そうではない人、基礎研究の人は、何でおれが特許を書く必要があるのかという発想から始まります。そのマインドを変えていくことを大学としてもやっていかないといけない。これは大学の中の問題ですが。

それと、特許の共願と単願の話について、特許出願や維持の資金の出所も配慮しないとイケないですけども、大学の単願は好ましいと思います。しかし、個人的には共願でも何でもいいから、まず1回、特許を出してみることが重要だと思います。練習をしない人が急に特許を出しても、そうはすぐに1本目でいい特許を出せる人はなかなかいないと思います。共同出願でも良いから、練習していかなければいけないかなという気は現場の感覚

ではしています。

最後に、今日もう既に発言がありましたけれども、スピード感を持って特許庁がいろいろな政策を打っていることについて大変すばらしいと思いますので、ぜひともこれからもよろしくをお願いします。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

大学教員のマインドを変えるのは本当に大変で、発明届を出すというのが普通の日記を書くように当たり前のことにするというような雰囲気を作るということがまず第一歩です。それがないと話が始まらないのですが、それは大分浸透し始めてきているかなと思います。大学の話をし出すと多分とまらないので、次へ行かせていただきます。

それでは、小松委員、お願いいたします。

○小松委員 大学だけではないというお話をちょっとさせていただきたいと思っています。確かに大学の先生のマインドを変えるのは大変そうだなというのは理解できますが、実は企業にいる研究者も大学の先生と変わらなくて、特許を出せと言うと何でも出したがるし、この技術の何がいいのか考えろと言ってもだめで、結局何をしなくてはいけないかという、知財の専門の法務部員が彼らの話をよく聞いて翻訳し、かつビジネス的に有効か、有効ではないかというのを外の人と話しながら決めるというプロセスを経た上でやっと出願できるし、出願した上で競争力がある特許になるわけです。この法務部員の役に、弁理士の方を社内で雇ってみました。今度は社内の人間とのコミュニケーションがエンジニアともできないし、ビジネスサイドとも余りできないということになりました。ですから大学の先生も企業内研究者も弁理士の方々も、全員やはり少しずつ変わらないと物事はうまくいかないのだと思います。

知財戦略デザイナー、私もすばらしいと思いますが、そういう方々を増やすということでは、やはり人材交流というか、弁理士の資格を持った人が会社に行くとか、もしくは、特許庁の職員の方々も、実際に企業の法務部で知財を出願するというポジションを例えば1年ぐらいやってみるとか、そういうことをずっと繰り返して何年か、何十年もかからないと思いますけれども、積極的に進めていき、現場にいる皆さん全員のマインドセットを少しずつ変えていかないといけないのではないかとすごく思います。実感として、うちの特許出願が最近やっとまともになってきたのですが、3年かかりました。これもやはり話して、話して、話してで、どういう特許がいいのかということのエデュケートしたからで

す。一方弁理士の方もどうやって話をしたらわかってもらえるのか、大体けんかして帰ってくるので、(笑声) 考えてほしいです。また、弁理士の先生ですが、ビジネスの観点から言うと、彼らは「いい特許なので」と言いますが、「いい特許って稼ぐ特許？」と私などは言ってしまうのですけれども、「そうじゃない」ということもあったりなので、人材交流、互いの職業を経験することを通して「いい特許」の共通認識を持つことが、多分国の力を高めるのではないかなというふうに思っています。

あともう一つ相談というか、国際的に強い特許を持つことについてなのですが、私どもの会社はニコニコ動画という動画をやっており、日本では割と有名です。中国にビリビリ動画というのがあります。これは完全にうちのコピーです、あらゆるものが。一応ニコニコが他の動画サービスと差別化しているのはコメント機能なのですが、そのコメント機能について日本国内では特許を持っています。ビジネスが始まったのは2007年ぐらいで、その頃取りました。その後も特許の強化はしていたのですが、そんな頃に中国で出願するとか余り考えていなかったらしく、特許出願していないのです。商標は出願したのですが。結局、彼らを潰すことはできません。中国当局も彼らがコピーキャットだということは知っていて、どうにかしないのか君たちと言われるのですが、何ともしようがない。これは私たちの経験として、反省しているところです。けれども、一方、気がついたときに出願しようと思っても、最初に出願してから期限が過ぎるともうできませんというのは何とかならないのかなと思います。特に海外だと何が起きるかわかりませんので出願したいのですが、海外全件出願するとそれはそれなりにお金はかかります。その辺は解答はないのかなとは思いますが、どなたかいい案を御教示いただけるとうれしいなと思っている次第です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

先ほど特許庁でこういう議論をしたというのを見たときに、これが机上の空論にならないように、やはりそれぞれの現場のところと交流した中で知恵を出し合えるようになると思うので、今おっしゃったこととつながったかなと思います。それから、知財戦略デザイナーは本当に東大にも派遣してほしいと思うぐらい魅力的な設計ではあるのですが、結局これが生きるためには産業構造がどう変わって、どういうふうな稼ぎ方になるのかという一歩先を読む力が重要になってきますが、それがわかっている人は実は余りいません。ただ、東大の周りが出てきている新しいベンチャーは、かなり若くて優秀な人たちがやっていて、数もすごくたくさん増えてきています。彼らにと

っては将来が長いこともあり、真剣に将来のことについて考えているので、その知恵をうまく共有できると全体のイノベーション力を日本全体で上げることになるのかもしれないというイメージを持っています。ニコニコ動画の話は、2007年のときにそこまでできていればすばらしかったのだと思うのですけれども、ビジネスがどちらに行くかを読む力を喚起していくのが重要という観点で非常に勉強になりました。

いかがでしょうか。では、松山委員、お願いします。

○松山委員 1点、特許を取った後の権利行使のお話になってしまうのですが、先ほども話があったように海外に比べて証拠収集であったり損害額であったりという面で魅力を感じないというのはやはりよく言われることなのですが、提訴後とはいえ査察制度という制度が今回の特許法改正で導入されることになりまして画期的に変わったなと思っております。損害額も一部見直しがあったので、一旦そこで損害額の改正というのは停滞してしまうのかなと思っていましたら、附帯決議で懲罰的損害賠償制度について引き続き議論することなので、その点もよかったなと思っております。

損害額の改正についてですが、今日いただいた資料を見おりましたら参考となっていたのですけれども、36ページなどに「侵害者の利益の吐き出し」というのがありますようにして、付帯決議では「懲罰的損害賠償制度」について議論するように言われているものの、懲罰的賠償とはまた違う形での損害賠償制度も含めて議論をするということでもよろしいのではないかと考えております。懲罰的賠償制度というのはずっと前から議論されていると思うのですけれども、原告の立場でこのぐらいの金額がいいなと思う方と、被告の立場でそんなに高額になっては困るかと考えていらっしゃるなどいろいろとあると思いますし、またそもそも日本における法律体系に相容れないとする最高裁判決もあったと思うのでいろいろハードルもあるのかなと思う中、この「侵害者利益の吐き出し」という考え方も、今この資料を読んでいると計算方法につき、経費をどう認定するかによっては結構懲罰的な場合と同じような金額になるというようなことも書いてあったので、何かこういったロジックでも特許権者側が満足するような金額になる方法があるのかなと思い、多分特許制度小委員会などで議論されると思うのですが、この議論は継続していただけるといいなと思いました。

あとちょっと細かい話なのですが、弁護士・弁理士費用なども結構、負担が大きくて裁判に踏み切れないとか言われたりもしていると思うのですが、今、損害賠償として認定された額の1割までは認めていただけるという実務があるのですけれども、例えば特許権が侵

害されなければ要らなかった費用なのかなとも思うので、損害賠償額の一部になるのか、訴訟費用みたいな話になるのか、どちらの議論になるかもちょっと整理できていないのですが、弁護士・弁理士費用みたいなものも敗訴者が負担していくようなものも併せて制度になっていくとより使いやすくなるのかなと思っています。

私からは以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

弁護士・弁理士費用が普通の人々の金銭感覚として妥当であるという状況に持っていくことが、まさに無形のもを価値として経済を駆動していくという Society 5.0の経済メカニズムの中では基本中の基本になります。しかし、いろいろなものを見ると、現状ではそのような無形のものへの値付けは日本では極めてバラバラで、大学教員が行政や産学に対し助言を行うように、本来はすごく価値のあるものをほとんどただで提供している一方、余り価値のないものに大学が高い要求をしてしまっている事例もあります。無形のものへの価値を整理することが、賠償費用の点でも実効性を持たせるのには重要なことだと思います。

それでは、飯田さん、お願いします。

○飯田様（寺師委員代理） まずスタートアップの方々への取組みというところ、大変いいことだなというふうに思います。我々トヨタ自動車も今スタートアップの方々と大変多く連携をさせていただいている状況であります。本当にスタートアップの皆さんのアイデアというのは大変すばらしくて、またビジネスのスピードというところは我々大企業が本当に学ぶべき点であります。昔はいわゆるベンチャーというところに大企業はお金を出して、それで、言い方は悪いですが、その分、特許は共有になると大企業が損をしないような形の契約だったので、今はやはりもう全然違うんですね。やはりスタートアップの方々から我々大企業が選んでいただける、そういうような今は本当にマインドになっていて、そういう契約に関してももう全て対等でさせていただくという今、状況であります。そういった中でこういうスタートアップの皆さんを含めて我々と一緒にやったアイデアというものがやはり知財権で保護されるというところに関しては本当に大切なことでもありますし、それを進めていただけるというところは大変うれしく思います。

やはり先ほど来出ているような費用面というところはあるのかなと。日本の特許に関しては一緒に出させていただいても、やはり外国になると数か国出すと何百万というお金になる。そうしたときにやはりスタートアップの方々から、これはもうトヨタだけで出して

くれということも言われます。短期的に見ればトヨタとして権利がもらえるからいいのですけれども、やはり中長期的なに見るとスタートアップの皆様方と一緒に外国に出て行って、それで一緒にビジネスをするというところで知財も対等で持つべきではないかなというふうに思いますので、そのやはりボトルネックというところは一緒に考えさせていただきたいなというふうに思います。

もう一点、知財価値の向上に関してです。企業としてビジネスをやっていく上でやはり知財戦略というのは大変大切でありまして、その場合に知財価値が高いというのはやはり必須の条件だなというふうに思っています。弊社、トヨタ自動車は4月に電動化の特許を無償にオープンをさせていただきました。これがやはり意義があるのも知財価値が高いから、それであるからやはりオープンの戦略というのが生きてくるのではないかなというふうに思っています。これまでは、例えばハイブリッドの例で行きますと、トヨタ自動車はクローズにしているわけではないのですけれども、いろいろなところにライセンスをさせていただいているのですけれども、ただやはり世間の見目はトヨタの知財力というのがハイブリッドに関しては非常に高い、やはり参入できないのだろうなというところで諦めてしまっているところも多分あったのかなという反省をしています。それはクローズ戦略の一種でもあるのかなと。いわゆる自社の技術の優位性でシェアを高めていくというときには本当にこの知財価値が高いからできることであって、その次に今我々がやりたいのは市場を今度は拡大をしていく。そうしたときにやはりオープンにするというところは、世間の皆様からいただいている意見ではやはりトヨタの高い知財力、ここがオープンになったのでハイブリッドにも参入しやすくなるということを書いていただいていますので、こういうビジネスをやる上で知財価値が高いというところは前提でありますし、それを引っ張っていただいている特許庁さんには本当に感謝を申し上げたいなというふうに思います。

本当にこの知財価値を高める方向というのは、トヨタだけではなく産業界は本当に賛同するものだと思います。ここに書かれている懲罰賠償、二段階訴訟というのは産業界でいろいろな意見があるということは承知はしております。ただ、先ほど来言いましたようにやはり知財価値を向上させるということに関してはだれもが多分賛同する点であると思いますので、引き続き一緒に議論をさせていただきたいなと。特許庁さんも御承知のように大企業は心配性な点が多々あるものですから、本当にみんなやはり方向性は全然賛同させていただいていると思っていますし、今後も産業界を含めて丁寧な議論をさせていただき

れば、本当に一緒になって日本の知財力向上というところに向かっていけないかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

オープン戦略上も知財価値は極めて重要というのをトヨタあたりから大きく言っていただと考え方が整理されてよいのではないかなと、非常に重要な点だと思いました。

それでは、伊藤さん、お願いいたします。

○伊藤様（御供委員代理） いろいろ御意見を拝聴させていただいてなるほどなと思って伺っていましたが、1つ、そうだよなと思った御意見が特許の価値ですかね、技術の価値は一体全体幾らなのだという御発言がありましたけれども、まさしくそれは永遠の課題だなと思っていて、結局のところわからないと言えわからない。1つ思い出した経験があるのですけれども、弊社は以前から光ディスク関連の技術開発を一生懸命やっけていて、コンパクトディスクの時代からフォーマット開発をして、それをライセンスをする、フォーマットを他社にライセンスをして広くマーケットを作っていくということを一生懸命やっけていましたけれども、その中で一番最近の技術としてブルーレイディスクのフォーマットがありますけれども、これもフォーマット策定の1社として参画して、それでフォローライセンスをワールドワイドで展開するというをやっけてまいりました。そのときに中国の業界団体にこのフォーマットを紹介しに行っけて、このフォーマットライセンスをやるに当たっけてはこういう条件です、で、ライセンスを取っけていただければフォーマットのライセンスをしますと。同時にその特許に関しては複数の会社でパテントプールというのを形成しましたので、特許についてはこういう条件でライセンスを取っけていただけますというお話をしたのですけれども、そこで聞かれたのがまさに同じ質問でして、このフォーマットを採用したら一体全体幾ら払えばいいのですか、合計で幾らかかるのですかという質問を受けまっけて、なかなか答えられない質問ですな。そこに参画している、パテントプールに参画している企業の間での特許の問題はそこで処理できますけれども、いろいろなところに権利者は散らばっけているわけですから、ポテンシャルの特許問題までは解決できないわけで、まあ先方の業界団体の方々もある程度は交渉のタクティクスとしてそういうことをおっかけていたということはあるのだと思いますけれども、非常に本質的な問題で、我々も事業をやるとき、特に新しい分野に参入したいですとか新しい技術を採用するときにはそういうことを当然気にしますし、やはり安定して事業を続けていく上では非常に重要なポイントだと思っけています。なので、皆さん、気になさるのは当然だと思っけてい

ます。

そういった中で、やはり全てトータルで幾らというのは完全にはわからないにしても、ある程度問題が発生したときにはどれぐらいで解決できそうなのかという、そういう予見性というのですかね、そういうのがある程度働くというのが非常に重要なことだと思っ
ていまして、そういう意味では日本の制度ですね。それに関してはある程度の予見性とい
うのはあると、非常に優れたシステムだというように思っておりますので、ここはぜひそ
ういうことをコメントさせていただきたいというように思います。

また諸外国に比べて幾つか足りない点もあるという御指摘もありまして、それは当然議
論をしていくべきことかなというようには思いますけれども、やはり企業としては安定し
て事業を続けていくというのが非常に重要ですので、実際に問題があるということである
ならば、諸外国と比較をしてということだけではなくて、実際にどういう問題が顕在化し
ているのか、またそれをどういった形で手当てをしていくというのが望ましいのかとい
うことはぜひ議論させていただければなというように思っております。

それと最初の点にも関係しますけれども、何がいい特許なのか、強い権利なのかとい
うところも非常にこれも難しいなというように常日ごろ思っております、やはり先ほども
いい権利、強い権利というのはお金を取れる権利なのかという御発言もあって、弊社
の中でもそういうのは結構議論になるのですよね。いい特許ってどういう特許ですかとい
うと、やはり意外と特許の権利化をやっている技術の専門家たちは、「特許の品格」みた
いなことをよく言われるのですけれども、(笑声) やはりちゃんと品格があってこれはいいな
という特許がいいと言う人もいますけれども、でも特許を床の間に飾っておくわけではな
いのですから、実際に使おうと思って使えなければ余り意味がないわけで、そういった問題
もありますし、あとは実際にどういった技術分野なのか、どういったマーケットなのか、
またそのマーケットにどんなステークホルダーがいてどんなプレイヤーがいて、その状況
がどうなっているのかによってもその価値は違ってくると思うのですよね。ですので、弊
社がビジネスをしているようなエレクトロニクスの世界で1つの製品を作ったらいろいろ
な特許が関係してくるというような世界と、どちらかというの特許イコール製品という
ところでも違うと思いますし、そういった意味では、ちょっと言葉は悪いですが、十
把一絡げに余り論じられるものでもないと思いますので、今日御紹介いただいたアクセ
レーションプログラムですか、それは1社、1社に対して専門家を、スタッフを派遣して、
それで個別にその問題にアドレスしていくという試みだと理解しましたので、そういう意

味では個々の状況に合わせて適切なアドバイスができるという意味では非常にいい試みなのではないかなというように思いました。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

今のお話を伺ってもう一つ思い出しましたが、Society 5.0でスマート化が進むときに何が変わるかという、従来のやり方では非常に不経済であった個々個別の対応、カスタマイゼーションがスマート化によってコストをそれほど上げなくてもきめ細かくできるようになるということです。ですから、多様性に対応できるようなサービスが従来は不可能だったレベルでできているかもしれないので、まさにそういうところでインプルーブできるとよりよい仕組みになっていくかもしれないなと思いました。ありがとうございます。

それでは山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。中小企業の知財への支援がこの主な取組みのところに書かれていて、これは大変心強く有り難いと思います。今後ともよろしくお願いします。

ただ地方の中小企業にとっては特許庁はかなり遠い存在でありまして、最後にある特許庁職員が思い描く自画像というのは本当に特許庁らしからぬ印象を受け、こういうのが皆さんに知れ渡るともう少し身近な存在に感じられるという気がしました。相談もしやすくなるだろうと。私どもの場合はまだまだ知財をちゃんと活用しているとは言いがたい中小企業なのですけれども、身近な相談はどこにまず行くかという、実は宮城県に行きます。そこに詳しい方がいるというのもあるのですけれども、弁理士事務所も何社かももちろん知っているのですが、行くとどうしても出願をする方向に行ってしまうと、これは特許にしないほうがいいのかノウハウで抑えておいたほうがいいのか、将来的なビジネス全体を考えたらどうしたほうがいいのか、アドバイスをしてくれる方というのはやはり地方には本当に少なく、そういう窓口が身近にあったらいいなと思います。中小の知財担当者は孤独とありましたが、中小にはほとんど知財担当者というのはいなくて、専任はいないので、もう本当に経営者がやるか、実際にやっている技術者が通常の仕事しながらやるようなことが多いので、すぐに相談できるような、顔が見える窓口が多くあるといいと感じています。

それから、さっき林委員がおっしゃっていたのがまさにそのとおりだと思います。今、中小企業といっても400万社ぐらいありまして、中央値がたしか数人ぐらいなので、本当に小さいところまで全部支援しようと思うと、それは物理的に難しいと思います。前に内閣

府か知財かどこかで資料を作られていたときに、中小企業の中でも知財に積極的なグループとまだ知財自体、余り活用できていないグループに分けられて、支援の仕方を変えるというお話があったと思うのですが、私もまず知財をやろうと思っているところを最初に支援をする、そういう数をふやしていく、ある程度技術のあるところを集中的に支援をしていくようなことも必要ではないかと思います。いろいろな研修も、ただ行って聞くだけではなくて、特許庁の方とか、経済産業局の知財部などが地域で、ここだったら知財がありそうなところに行っていたら、逆に個別訪問で周知していくようなことも必要かなと。地域未来牽引企業であったり、国がものづくり中小企業などから選択して周知していくということも必要なのではないかと思っています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、田川委員。

○田川委員 私からはデザイン経営について3点、コメントと御提案ということでさせていただきます。

まず1点目、デザイン経営なのですが、昨年の5月に発表されて以来、着火が早かったのはスタートアップの業界でして、こちらは民間側の積極的な例えばカンファレンスであるとか、草の根での振興運動というのも重なりまして、CDO (Chief Design Officer) であるとかCXO (Chief Experience Officer) を置く、ことが常識である、という感じのところまで1年で来たのかなと思います。これはスタートアップの経営者たちがデザイン自体を経営資源の一部と見立てるようになってきたということで大きな意識の改革になってきたかなと思います。それに背中を押される形で大手の企業にも少しずつですが、動きが広がってきている。例えばコニカミノルタさんですとか富士フイルムさんが Chief Design Officer を執行役レベルで置くようになってきたということで、この2社は特に日本の中でもイノベーションに対して非常に前向きな会社でございますから、そういったイノベーションマインドの高い会社がデザインということ、これは顧客のインサイトとニーズを深くつかんできてオリジナリティの高い開発をし、知財につなげていくことに取り組んでいるということです。こういった流れをどんどん後押しをしていくことで、これは知財的にも強い流れを作っていけるのかなと思っています。

昨年の宣言以降、民間の側でも、林さんなども主導されてカンファレンスを定期的に行ったりとかということでネットワークが少しずつ出来てきておりまして、特にスタートア

ップにおいては CD0、CX0 を置く、置かないという設置の話ではなくて、置いた後にそういう人たちが既存の組織体と連携をしてどのようにパフォーマンスが出せたのか、失敗例と成功例、ベストプラクティスのような話の交換のレベルまで至っています。こちら側は次に何をやるかなのですが、例えばスタートアップで CX0、CD0 をやっている方々、例えば大企業でそういった役割を担っていらっしゃる方々をある程度クラスター化をしていって、ここに知識を集約をさせていく。そこで知の交換ですとか人材の交換ということを進めていくのがよいのではないかと考えております。このような流れを民間側ではこれからも多分進めていくことになると思いますので、こちらについては特許庁を初めとして政府からの御支援、サポートもいただけると熱量が上がっていいのかなと考えております。これがまず 1 点目。

2 点目は、先ほど国会の附帯決議の中で他国についての調査をしっかりとやりなさいという指示が出たと伺いました。こちらについては、特にデザイン政策についてもその対象になるかなと思います。御案内のとおり、デジタル革命とデザインの進化というのは歩調を合わせているものでして、昨年、「デザイン経営」宣言の研究会の中でもかなり他国の調査も実施されたのですけれども、1 年を経てどんどん、これは特に北米と中国でデザインの活用の手法というのは変容し続けております。こちらについてはキャッチアップを着実にするという含めまして、日本の中にもこのような他国の戦略をきちんと学ぶべきところは学んで、それを戦略化していくためのシンクタンクのようなものが必要なのではないかと思います。それを日本版デザインカウンシルのような形で設置をして進めていくということですね。これはさきの会議でも提案させていただいたのですが、改めて検討していただければと思っております。特に中国についてはデザイン活用の推進が加速的に起こっておりまして、今、上海、重慶、深圳（シンセン）のあたりですね、デザインシティという名前で重点特化地域が戦略的に設定されていて、そこで産業振興に直につながるということが行われていますので、ここら辺についてもベンチマークが必要かなというふうに思います。そういった調査機関の設置、これが 2 点目になります。

3 点目は少し裾野を広げまして、Society 5.0 とデジタルガバメントの関係なのですが、これからソフトウェアとデジタルの力を使って人々をいかにエンパワーできるかということになっていくのですけれども、人々をエンパワーするということは、これは人々にシステムを使ってもらう必要があるわけございまして、これからいかに、これは中央もそうですし、地域もそうなのですが、行政がサービスをソフトウェアとして提供するという流

れがこれから活性化する中で、ややもするとこれは政府発注のシステム開発で産み出されアプリケーションですとかソフトウェアが非常に使い勝手の悪いものとして大量に量産される可能性がある。(笑声) これは皆さん、今、笑い声が起きましたけれども、非常に使いにくいわけですね。使いにくいものを作ってしまうと、これは政府の投資が利活用という意味では非常にパフォーマンスの低いものになっていくということになりかねません。特許庁は昨年、CDO (Chief Design Officer) を起きまして、このCDOを中心に特許庁のサービスの使い勝手をユーザー中心で上げていこうではないかという取組みを政府の中でも先駆的に実施をした機関でございます。この流れを政府の全体にいかにも浸透させていくのか、これは経産省もそうかもしれませんし、他省でもソフトウェアシステムを作っていくところについては、その使い勝手の悪さを一身に責任として浴びるような方を1人置いて苦情を受け付ける。その人の責任で使い勝手のよいものをきちんと作っていこうということをはほかの省庁に対しても啓発をしながら発展的に展開をしていただくのはどうかと思っております。これは使いやすい行政サービスということでほかの国、エストニアなどにもデザインオフィサーがいたと思いますが、そういったことも参考にしながら進めていただきたいと思いますと思っております。

以上になります。

○五神分科会長 ありがとうございます。

政府発注の使いづらいシステムというのは私も経験のあるところですが、ただ、責任者の顔が見えようにするだけでは不十分で、ソフト開発のやり方についても、大分時代が変わっていて、よりよい方法があるのではないかなとも思いますので、使い勝手を含め、具体的なものを作る場合にぜひ工夫が必要かなというふうに思いました。

そのほかまだ発言いただいていない方、では、設楽委員、まずお願いします。

○設楽委員 設楽です。私は裁判官として知財高裁とか東京地裁知財部で20年ぐらいですが、特許訴訟をいろいろ経験してきましたけれども、その経験で一番感じたことは、特許権者とそうではない人とのバランスをどううまくとるかという、そこがやはり知財制度を考えたときに一番大きなポイントになるということはいつも考えていました。ただ、そのバランスをどこでとるかというのが、抽象的に言えば簡単ですが、いいところでバランスをとるとするのは人によって多分違って来るのだらうと思います。けれども、そのバランスを抜きにして議論はできないと思っています。

例えば、今日は主に特許の有効活用がメインとなっていますけれども、例えば「特許の

藪」という言葉もありまして、新しい技術を開発して新しい事業を始めようという企業が、さあ始めようとなるともう既にある特許を調査するために結構費用と時間がかかって、へたをするとある特許があって事業ができないとか、そういう問題も一方にはあるわけですね。もちろん特許の有効活用は非常に重要であるとは思いますが、どこかでバランスをとることが一番大事かなとずっと感じていました。特許紛争につきましても、数個の特許で実際に製品ができている、製薬業界とかその他の業界があるとは思いますが、他方でデジカメとかスマホになりますと、一つの製品に1万個以上の特許が実施されているという、そういう業界もあるわけですね。そういった業界で例えば1個の特許を見逃して侵害になったときに、じゃあ差止めと利益全額吐き出しがいいのかというようなことも考えると、それはどうも余り適当ではないというようなことで、その辺もいろいろバランスをとりながら裁判例が蓄積されてきたように思います。

知財制度のパラダイムシフトということでは、私などがまだ十分理解していない世界も多いと思いますけれども、今1つ気になっていましてのは、まだ未確認情報ですが、ドイツでは既に、通信の技術に関する標準技術特許で自動車会社との訴訟が今幾つも起きつつあるということです。これから5G、IoTになるといよいよそういった訴訟が増えるのかと思いますけれども、一体どんな展開になるのか、いわゆる特許戦争時代に突入するのか、そういったことがまだ予想ができない状況です。昨年、特許庁でも標準技術特許のライセンス契約の手引きというのを出されましたけれども、この問題は5Gに限らずIoT時代になるといろいろな産業分野に波及していくと思います。1つの会社が全ての特許を持つわけではありませので、どの会社も原告になれば被告にもなるという状況です。被告にならないように気をつけながらやってもそうなったりしますし、標準技術特許の問題もありますし、その辺をバランスをとりながら制度を見ていかないといけないなと思っております。

それで、今日の資料をちょっと見ていて思ったのは、欧米、中国、韓国等の制度についての言及がありますが、欧米、あるいは外国に比べて日本はまだまだというトーンで書いてあるのだとしたら、それはちょっと違うのだろーと思います。先ほど他国調査もしっかりやりましょうという附帯決議があったということですが、いろいろな国のいろいろな制度を総合評価すると、日本が参考にすべき国もありますけれども、参考にすべきではない国もあると思いますし、参考にすべきかどうかよくわからないぐらい変化が激しい国もあると思います。いろいろとあると思うのですが、やはり一国の司法制

度を総合的に見ていかないと、ある部分だけ取り入れたりするのはリスクで結果として間違っていることになるかもしれません。日本は今現在特許庁、あるいは特許訴訟、日本の裁判所も含めて、私自身の理解ではかなりトップレベルの方にあるのかなと思っていますし、参考にすべき国というのはある程度限られてくるのかなという気がします。パラダイムシフトを考える上でその辺も十分考慮していただけて検討していただければと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。今日の資料1の「知財システムのパラダイムシフトに向けて」ということで非常に夢のある表題だと思っています。それを代理人として支えていきます弁理士、これもやはりパラダイムシフトが必要であるというふうに自覚しています。特許庁は「デザイン経営」ということで非常な速度感を持って進められていらっしゃるやいまして、我々弁理士、日常的にイノベーションを扱っているのにこのような発想が欠けていたと自覚しています。個々の特許事務所だったり、弁理士会がこのパラダイムシフトに向けてオープンイノベーション等、イノベーション創出に向けて「デザイン経営」を進めていかなければいけないということを、いろいろな委員の先生の意見を聞きながら自覚しているところです。そういう意味で、変わっていきたい、変わるべきだと思いますので、特許庁の御支援をいただければ有り難いと感じております。

2点目ですが、20ページ目のURAと知財戦略デザイナー、チームを組んで発明を発掘する。非常におもしろい制度だと思います。積極的にぜひとも進めてもらいたいと思います。ただ、大学と付き合っていると、せっかく発明を発掘しても結局お金の出どころがなくてストップしてしまいます。せっかくのチーム、この支援策で得た発明を埋もれさせてしまわないために、大学によってお金の入り方とか使い方が違うと思うので、そこを工夫して、ぜひともお金が流れるような、トータルな感じでやっていただけると有り難いと思っています。

先ほど小松委員から御指摘があったのですけれども、ビジネスマンと、あるいは研究者と会話できない、そんな弁理士であってはいけないと思っています。URAと知財戦略デザイナーチーム、この中に弁理士も組入れていただけて、ビジネスをわかった方とか研究をわかった方と一緒に会話して、そういう中でビジネスマンとも研究者とも会話できる、そ

ういう弁理士に生まれ変わるすごくいい機会だと思うので、この中に入れていただければ有り難いと考えています。

これに付随して、JST の、新技術説明会というのを毎週やっていらっしゃるしまして、その数字が30%以上という、共同研究の成果が出ています。我々弁理士というのは権利の創設で、大学と昔から付き合いがあるのですけれども、共同研究をコーディネートするとか、イノベーションが生まれるところになかなか関わっていない。そういう意味でぜひとも生まれるところに関われるような、そんなシステムというのを作っていただければ、イノベーションの創出に役に立つような代理人の活動ができるので、その辺の観点からも検討していただければ有り難いと思います。そのときに何故弁理士がいいかというのと、やはり研究者というのは論文志向なのですね。ビジネスというよりは論文をまとめなければいけないのでどうしても数少ない実施例で頑張っているというような大学が結構ある。その中でビジネス感覚とか研究者の技術がわかる、研究内容がわかる弁理士が最適な権利化、要は単に強い権利というのではなくて、やはり儲かる権利に持っていけるような、そういうようなアドバイスができるのではないかなということで、その中に入れ込んでもらえれば有り難いと思います。

よく大学の先生とお話ししていると、大学発明と認定されないとお金が出ないので埋もれてしまうということがあるのですけれども、例えばある程度の学会で発表した論文というのは、論文発表した時点でもう出願してしまったというようなそんな扱いになっていけば、それをベースに PCT とかで国際展開できるので、そういうシステムがあればいいと思います。そうなれば論文を見ているいろいろな企業が、ああこと組んでみたいということで共同研究開発の引き金にもなると思うのです。論文発表イコール特許出願になるというような、それは仮出願みたいなクレームもないようなシステムだと思うのですけれども、そのようなものがあればいいと今日の単願を増やすということで感じました。

あと3点目は令和3号の法改正ですけれども、非常に知財価値強化の点ですばらしい法改正だったと思っております。ぜひともその法目的を果たしているのかを検証しながら、更に附帯決議にもあるような懲罰的損害賠償ですとか二段階訴訟も含めていろいろな各国のことを研究して日本に合うような形に持っていける、そのような研究も続けていただきたいと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、門田委員。

○門田委員 裁判所の関係では、特許権の実効性を高めるところに期待がされているのであろうと理解しており、迅速で実効性を持った知的財産の保護には、裁判所としてもしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

今般、査証制度が新たに導入され、損害賠償の算定方法についても改正がされましたので、まずは、これらを適正に運用していかなければならないと思っております。損害賠償の関係では、先だって知財高裁の判決も出ましたので、今後の実務の運用をしっかり見ていただきたいと思っております。

制度の不断の見直しが行われるということで、今後、専門家の意見も聞きながらというお話が最初のところでもございましたので、裁判所の意見も聞いていただけるものと考えておりますが、知的財産権訴訟を取り巻くプレイヤーというのは裁判所以外にもたくさんおられ、それぞれの利害があるところだと思いますので、先ほどバランスが重要だというお話もありましたけれども、関係者の意見をよく聞いていただいて、日本の制度に合った形がどういうものなのかということをお考えいただきたいと思っております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

事務局から何か説明の補足等あればお願いいたします。

○宗像長官 大変広範な御意見をいただきまして、ありがとうございます。私どものやりたいこと、やろうとしていることの見取り図がこの14ページの取組みの俯瞰というところで、まずこの青いところで、これをちゃんと地方創生というアウトカムにつなげていけるようにということで、確かに中小企業は400万という話がありましたけれども、数がたくさんある中で地元の自治体がやはり熱心で、我々の取組みのインパクトが増幅していけるようなところを選んで、とにかく結果を出せるようにやっていかなければいけないというふうに改めて思いました。そういうときに、例えば発信の仕方も、料金、費用が幾らなのか一目でわかるようにといったことも含めて、もう一回、伝わりやすい伝え方を考えていかなければと思っております。

この真ん中の方については、これは私どものオペレーションをひたすら磨いていかなければいけないというところなのですけれども、今日は余り議論にはならなかったですけれども、やはりAIをどんどん業務に活用していくとか、特許の藪のようなお話もありましたのですけれども、IP ランドスケープをAIで自動化してどんどんコストを下げっていくというような、技術によって乗り越えていくというような動きもありますので、こういうとこ

ろもよく見ながら、より効果的になるように努めていきたいと思っております。

あと知財訴訟制度の見直しに関しては、一般論としてももちろん知財価値の向上は大事なわけけれども、影響が大きいので気をつけて議論するようにという御指摘をたくさんいただいたのだと思います。この我々の資料の後ろの方に、松山先生からも御指摘がありましたけれども、米中の懲罰的賠償制度と、ヨーロッパのいろいろなバリエーションと比べている35ページのところを若干補足しますと、附帯決議には懲罰的賠償制度と二段階訴訟制度だけが記載されていますが、賠償額のあり方と手続と両面で、抑止効果を高める方向での検討をすべきという御指摘をいただいたと受け止めることとして、ではそれを具体的にどうやってやるのかというのは、別に懲罰賠償でなければいけないというわけでもなかろうと思っております、例えばヨーロッパはむしろ外国の懲罰賠償の判決を国内で実施しなければならないような状況が必ずしもいいとは思っていない中で、懲罰的賠償制度というよりは侵害者利益の吐き出しとか、あるいはイギリスの場合は非常に逸失利益を幅広く認定している中で、侵害者利益ですとどうしても証拠は相手の帳簿になりますので、自分の逸失利益を幅広く判定してもらえるのであればそっちが便利だということでイギリスではむしろこっちが中心とか、各国それぞれ工夫しています。先ほど御指摘のあった大合議判決の中でも、例えば実施料率については今回の法律改正をまさに先取りするような形で判例が出されておりますし、それからドイツの利益の吐き出しの費用の差し引き方と近い考え方も出されております。そういう意味では、法律改正の議論を諸外国はいろいろなことをやっているけれども、日本の現実と照らし合わせてどうかというような議論を重ねることで、そして先ほどから皆さんから御指摘があるように個々の業態によって知財の価値も違うわけありますので、最終的には裁判所がまさに個々の事案に即して適切な救済策を提示していただく、その裁判所にいろいろな事態に対応できるような選択肢を御用意して、それが実際の事案でどう使われるかはまさにその裁判所に御判断いただくという形で、ほかの国々で使われている事例の中で、私どもの中にもし用意がないものがあればそれをツールキットとして用意しておくということが適切なのかなと、それで日本の司法環境の中で適切な形の個別紛争の解決が促されればいいと思っております。

いろいろな論点は尽きないのですが、もう時間が来てしまいました。引き続き、今日は非常に皆様から活発な御議論、しかも元気の出るアドバイスをたくさんいただきましたので、これからも引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○五神分科会長　そろそろ予定されていた時刻になりましたので、最後に事務局から何か

連絡事項等あればお願いします。

○今村企画調査課長 事務連絡ですけれども、本日の議事録につきましては、先ほども申しましたとおり皆さんにお送りさせていただきまして御確認をいただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○五神分科会長 本日は非常に有益で前向きな議論がたくさんありましたので、事務局には本日の様々な意見を踏まえ、特許行政の新たな施策の検討や見直しなどスピード感を持って進めていただくようお願いしたいと思います。特に、日本が最もイノベーションに適した国になるためには、日本において、わかりやすく整然とした制度の整備が進んでいるという状況を作ることが一番だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、必要に応じて小委員会での検討をお願いしたいと思っています。次回の分科会の日程等につきましては改めて事務局から御連絡をしていただくことといたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会の第12回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は長時間の御議論、ありがとうございました。

○宗像長官 ありがとうございました。

○今村企画調査課長 ありがとうございました。

閉 会